

議案第 28 号

海老名市空家等対策協議会条例の制定について

海老名市空家等対策協議会条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市空き家等対策審議会を空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく海老名市空家等対策協議会へ移行し、空家等対策の実施体制の更なる整備を図るため

海老名市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき海老名市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 法第2条第2項に規定する特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、市長のほか、9人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 建築士
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号のほか市長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長1人を置き、市長を除く委員の中から互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は公開とする。ただし、議長が、協議に支障があると認めた場合はこの限りでない。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 空き家等対策審議会委員の項中「空き家等対策審議会委員」を「空家等対策協議会委員」に改める。

(海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部改正)

- 4 海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第11条に規定する海老名市空き家等対策審議会（第11条第1項を除き、以下「審議会」という。）」を「海老名市空家等対策協議会条例（令和5年条例第 号）第1条に規定する海老名市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）」に改める。

第10条第3項中「審議会」を「協議会」に改める。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とし、第15条を第12条とし、第16条を第13条とする。